

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休日は、
その翌日)

目次

◇告示 字の区域の変更(市町村振興課)

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき
づく公開による聴聞(〃)

告示

鳥取県告示第八百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高野二地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成五年四月一日現在の地番による。)

大字高野字初谷口

大字高野字初谷口のうち一一八の一部、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七の一、一一八の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高野字上松田一三〇の一の一部、一三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字高野字上松田

大字高野字初谷口一一八の一部、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七の一、一一八の一部と一体をなす国有地の一部
大字高野字上松田のうち一三〇の一の一部、一三〇の二の一部、一三六の二の一部、一三六の三の一部、一四一の一の一部、一四一の二の一部、一四一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高野字下松田一四三の一、一四三の四、一四四の三と一体をなす国有地の一部

<p>大字高野字馬場</p>	<p>大字高野字上高野河原</p>	<p>大字高野字中高野河原</p>	<p>大字高野字下高野河原</p>	<p>大字高野字下松田</p>
<p>大字高野字上高野河原一七三の一、一七三の二</p>	<p>大字高野字下松田一四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字高野字下高野河原一五七の一と一体をなす国有地の一部 大字高野字中高野河原一六六の二の一部、一六七の九、一六七の一〇及びこれらと一体をなす国有地 大字高野字上高野河原のうち一六九の一から一六九の三までの一部、一七三の一、一七三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字高野字中高野河原のうち一六五の二の一部、一六六の二、一六七の九、一六七の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字高野字下松田一四三の二の一部、一五五の一部、一五六の四 大字高野字下高野河原のうち一五七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高野字中高野河原一六五の二の一部、一六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高野字上高野河原一六九の一から一六九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字高野字上松田一三六の二の一部、一三六の三の一部、一四一の二の一部、一四一の五の一部、一四一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高野字下松田のうち一四三の二の一部、一五五の一部、一五六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三の一、一四三の四、一四四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>鳥取県告示第八百二十二号</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。</p>	<p>平成五年十月二十六日</p>
<p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>大字高野字馬場河原のうち七八一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字高野字馬場田の全域 大字高野字馬場田中通七七四、七七五と一体をなす国有地の一部 大字高野字馬場河原七八一と一体をなす国有地の一部 大字高野字馬場田中通のうち七七四、七七五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ノナカ医院	鳥取市新二二一五	平成五年十月十五日
小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三―七	平成五年十月十六日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四―一二	〃
六戸医院	鳥取市田島七一六	平成五年十月十八日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一九八四―一〇	平成五年十月十九日
あけしま歯科医院	倉吉市幸町五〇七―一八	平成五年十月二十一日
那岐診療所	八頭郡智頭町大字大背二二〇―九	平成五年十月二十五日
大津医院	倉吉市福吉町一三八九―五	平成五年十月二十六日
有限会社大村薬局城北店	鳥取市田島七三七	平成五年十月十五日
うるしばら漢方薬局	岩美郡国府町新通り三丁目三五〇―一	〃
あかさき薬局	東伯郡赤碓町大字赤碓一九八四―八	〃

鳥取県告示第八百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、智頭土地改良区の定款の変更を平成五年十月十九日認可したので、

同条第三項の規定により告示する。

平成五年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る高野二地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口五三八・五三八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字垣ノ内五〇八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成五年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
境港加入区	機船船びき網漁業

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	みこし	マツホン工業株式会社
回胴式遊技機	ジャックポットII	株式会社尚球社

鳥取県公安委員会告示第八十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成五年十月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

一 聴聞の期日及び場所

平成五年十一月十日 午後一時

鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名（所在地及び名称）

米子市米原七丁目四番四十一号
井上光廣